

# 「明石市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例(案)」(概要)

## 1 制定の趣旨

地域未来投資促進法に基づき、市が指定する区域に立地する特定工場の緑地面積率及び環境施設面積率の基準を緩和する準則を制定します。

## 2 概要

### (1) 工場立地特例対象区域に適用する基準

緑地面積率及び環境施設面積率について、以下の基準を定めます。

なお、工場立地特例対象区域(南二見人工島)以外の区域においては、基準の変更はありません。

区域	今回制定する緩和基準		現在適用されている基準	
工場立地特例対象区域 (南二見人工島)	緑地面積率	1%以上	緑地面積率	5%以上
	環境施設面積率	1%以上	環境施設面積率	10%以上

### (2) 工場立地特例対象区域に適用する規定の整備

基準緩和後に緑地面積及び環境施設面積を算出するために必要となる事項について、本条例により定めます。

## 3 施行期日

令和7年4月1日(予定)

## 【 参 考 】

### 1 「工場立地法」について

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われ、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としています。主な規制内容として、周辺的生活環境との調和を保つため、工場の緑地面積率等の基準を定め、工場敷地内に緑地等の確保を義務づけています。

明石市においては、市準則条例により以下の基準が現在適用されています。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
工業地域・工業専用地域	5%以上	10%以上
準工業地域	10%以上	15%以上
その他の地域	20%以上	25%以上

## 2 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」について

地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業を促進することを目的としています。

工場立地法により認められている緩和基準は、緑地面積率「5%以上」、環境施設面積率「10%以上」までですが、特例として、地域未来投資促進法に基づく基本計画により定めた区域に限り、それぞれ「1%以上」まで緩和することが可能になります。明石市では、住民の生活圏域と明確に区分されている南二見人工島に限定して、工場立地特例対象区域に指定します。

## 3 「明石市工場緑化等に関するガイドライン」について

明石市では、地域経済の活性化と工場周辺地域の生活環境との調和等を図るため、事業者が工場緑化等に取り組む上での具体的な指針となるガイドラインを2024年4月に作成しました。

工場緑地面積率等の緩和基準の適用を受ける企業に対しては、ガイドラインを理解し、地域の生活環境との調和や地球温暖化対策等を促進するよう積極的な協力を求めます。

## 4 用語の定義

緑地	樹木が生育する区画された土地等(樹木、芝、花壇、屋上緑化など)
環境施設	緑地及びこれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるもの(緑地、噴水、屋外運動場、広場、太陽光発電施設など)
緑地面積率	工場の敷地面積に対する緑地の面積の割合
環境施設面積率	工場の敷地面積に対する環境施設的面積の割合
特定工場	敷地面積 9,000 m <sup>2</sup> 以上又は建築面積の合計 3,000 m <sup>2</sup> 以上の製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱、太陽光発電所は除く)。工場立地法の規制対象。 市内に42工場が立地(市街地に20工場、南二見人工島に22工場)
地域未来投資促進法	「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」の通称
基本計画	地域未来投資促進法に基づき市が作成する計画。国の同意を得る必要がある。
工業立地特例対象区域	基本計画において市が指定する重点促進区域(特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域)において、工場等の新增設を促進する必要がある区域。工業専用地域又は工業地域であり、住民の生活圏域と明確に区分されている必要がある。

## 5 近隣他市町における緩和基準について

市町	緩和基準の概要
神戸市	緑地1%以上、環境施設1%以上 (兵庫区の一部)
加古川市	緑地5%以上、環境施設10%以上 (工専・工業地域)
高砂市	緑地1%以上、環境施設1%以上 (市域南側沿岸部)
加古郡播磨町	緑地1%以上、環境施設1%以上 (新島・東新島)